

国内会議開催助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市内で開催される国内会議の主催者に対し、その開催経費の一部を助成することにより、国内会議の誘致促進を図り、経済、産業、学術、文化の振興に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす国内会議（学会、大会、集会、会議等）とする。

- (1) 主たる会場が名古屋市内であること。
- (2) 経済、産業、学術、文化の振興に寄与するものであること。
- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 政治目的又は宗教目的を有しないものであること。
- (5) 開催会場における総参加者数が1,000人以上であること。

ただし、理学・工学分野の国内会議については、開催会場における総参加者数が600人以上であること。なお、理学・工学分野の国内会議は、日本学術会議協力学術研究団体として日本学術会議から指定されている学術研究団体のうち、学会名鑑（データベース）において理学・工学分野として登録されている学術研究団体が主催または共催の国内会議とする。

- (6) 会議の日数が、3日以上であること。
- (7) 開催年度を含めて過去2ヵ年度以内に本市内で開催していないこと。
- (8) 名古屋市から補助金等の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、前条の会議にかかる経費のうち次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 会場借上費
- (2) 印刷製本費
- (3) 広報活動費
- (4) 会議運営費（招聘旅費を含む）
- (5) 事務局費
- (6) その他、(公財)名古屋観光コンベンションビューロー理事長（以下「理事長」という）が適当と認める経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1件につき2,000千円を限度とし、かつ前条の助成対象費の10%以内（千円未満端数切捨）とする。

(助成金の予約申込)

第5条 助成金の交付を受けようとする国内会議主催者（以下「申請者」という。）は、開催前年度の4月30日までに、国内会議開催助成金予約申込書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。なお、上限額に達し次第、受付を終了するものとする。

(審査会等)

第6条 助成金の適正な運用を期するため、理事長は、助成金の予約申込があったときは、別に設置する国内会議開催助成金審査委員会（以下「審査会」という。）の意見を聞いて、第2条に定める要件を満たす国内会議であるかを決定し、助成上限額を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 申請者は、原則として会議開催予定日の3ヶ月前までに、国内会議開催助成金交付申請書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 理事長は、前条の申請があったときは、予算の範囲内において、助成金の交付決定を行う。

(交付決定通知)

第9条 理事長は、助成金の交付決定をしたときは、国内会議開催助成金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 申請者は、申請書提出後に、開催計画、収支計画等の申請内容を変更しようとするときは、軽微な変更である場合を除き、変更承認申請書（様式第4号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、会議終了後すみやかに、事業実績報告書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 理事長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、第8条の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、国内会議開催助成金確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第13条 申請者は、前条の通知を受けたときは、国内会議開催助成金支払請求書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の助成金の交付請求があったときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消又は助成金の返還)

第14条 理事長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部の取消、もしくは既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又は助成金交付決定通知に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、助成金の交付を受けたとき。

(遅延利息)

第15条 申請者は、前条の規定に基づき助成金の返還を命じられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

ただし、理事長がやむを得ない理由があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(検査等)

第16条 理事長は、助成金の適正な運用を図るため、必要があるときに申請者に対して報告を求め又は指示し、もしくは帳簿等関係書類を検査することができる。

(関係帳簿等の整備保存)

第17条 申請者は、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から、5年間、関係帳簿及び証拠書類を整備保存しておかななければならない。

(その他)

第18条 この要綱の定めるもののほか、助成の実施に関する必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、令和7年度以降の予算に係る助成金について適用する。ただし、令和7年度助成対象会議における第5条の規定は、開催前年度の12月28日までとする。